平成21年度

包括外部監査の結果報告書

外郭公益法人に係る諸問題の監査(その2)

財団法人えひめ産業振興財団

平成22年3月

愛媛県包括外部監査人

眞 鍋 清

第1	外部監査の概要	,
1.外部鹽	査の種類	7
2. 選定 l	た特定の事件(監査テーマ)	1
3. 選定理	宙	7
4.監査の	对象	3
5. 監査語	画及び主な監査手続	3
6.外部9	査の実施期間	•
7. 監査補	助者 ·······	•
8.利害	係	•
第2	監査の結果10)
I 財	団の概要)
1. 基本情	報)
2. 主要事	業の事業費推移)
3. 会計3	財務状況(H20 年度)	L
4.財団の	事業一覧表	2
5. 県から	の財政的関与(依存度)	3
6. 組織・	沿革	F
Ⅱ 全体	意見18	}
【1】 糸	1織・人件費	3
1.役員(理事、監事、評議員)	3
2. 人件費	21	L
[2] 4	金法人の管理監督	\$
1. 外部團	査・公益法人の管理監督	3

2.制度改革への取り組み
【3】テクノプラザ愛媛(施設)の有効性26
1. 施設の概要
2. 施設の有効性
【4】愛媛県産業情報センター(施設)の有効性32
1. 施設の概要
2. 施設の有効性
【5】指定管理制度について38
1. 指定管理者としての業務
2. 選定
3. 指定管理者としての管理状況
【6】小規模企業設備資金制度
1.制度の概要
2.愛媛県における運用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
【7】貸付事業の債権管理55
1. 小規模企業設備資金制度······55
2. 平成 18 年度決算での貸倒償却の適正性
3. 平成 19 年度以降の未収の適正性
4. 設備貸与事業等円滑化準備資金補助金
5. 償却による責任
6. 今後の回収スキーム
【8】統廃合手続きの妥当性65
1. 財団の沿革と統廃合

2. 財団統合の目的・効果
【9】 基本財産と特定資産について
1. 基本財産及び基金に係る寄附行為の規定
2. 基本財産と特定資産の問題
3. 基本財産の効率運用
4. 基本財産及び特定資産の運用益
Ⅲ 事業別個別意見
〈事業部及び事業の概要〉
1. 総務企画部
2. 産業振興部
3. 中小企業振興部
<a 総務企画部の事業="">78
【A1 総務課の事業】80
1. 事業内容及び事業費、財源、担当課
2. 会計データ(一般会計1・総務関係):県委託事業
3. 国委託事業
【A2 企業立地推進課の事業】86
1. 決算データ
2.事業一覧
3. 事業報告書
【A3 企画情報課の事業】
A3-1 企画情報課の会計(一般会計1の2)88
1. 決算推移表

2. 事業報告書
A3-2 情報化基盤整備促進事業(企画情報課)93
1. 事業の沿革
2. 情報化基盤整備促進事業会計データ(会計 13)
3. 事業一覧
4. 事業実績報告 ····································
<b 産業振興部の事業="">
【B1 新事業支援課の事業】97
B1-1 一般会計2の事業(産学官連携事業を除く)
1. 会計データ (一般会計 2-1)
2. 事業内容、担当者並びに財源
3. 施設の必要性 ····································
4. 事業実績報告(国・県からの委託・補助事業)
B1-2 債務保証事業
1. 会計データ(会計 4)
2. 事業報告書
3. 基本財産並びに運転資金
B1-3 研究開発型企業等投資支援事業······106
1. 事業内容
2. 会計データ(会計 8) ······106
3. 事業報告書
4. 事業の詳細
5. 意見等のまとめ

【B2 産業振興課の事業】	
1. 事業、財源、担当課	
2. 地域中小企業応援ファンド事業特別会計(会計 6)	113
3. 事業実績報告	113
【B3 産学官連携推進課の事業】	115
1. 事業一覧	115
2. 産学官連携推進課の事業についての会計	
3. 基本財産・特定資産(会計 5) ······	
4. 事業報告	
<c 中小企業振興部の事業=""></c>	
1. 組織の問題点	
2. 事業一覧	
3. 会計データ・事業部総括表	
【C1 小規模企業設備資金制度】	
1.小規模企業設備資金制度の種類と業務内容	
2. 貸付実績	
3.資金貸付事業・会計データ(会計9)	
4.設備貸与事業・会計データ(会計10)	
5. 機械類貸与事業・会計データ(会計 11)	
6. 平成 20 年度事業実績報告	
7. 意見のまとめ	
【C2 県補助事業】	
1.事業一覧	

3. 中心市街地商業活性化推進事業会計データ(会計 12)・	137
4. 事業報告	

監査報告書本文

(監査報告書の構成)

I 財団の概要、Ⅱ 全体意見及びⅢ 個別意見からなっている。

Ⅱ 全体意見では法人のガバナンス即ち県及び財団を一体としてとらえて、経営の効率性・有効性及び施設 のあり方等に関する検討と意見を述べている。

Ⅲ 個別意見では、3事業部39事業の内容を調査して事業内容を明らかにするとともに、財務諸表の推移 表の作成とその分析により事業運営の経済性・効率性の観点から意見を述べた。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

外郭公益法人に係る諸問題の監査(その2):財団法人えひめ産業振興財団

3. 選定理由

(財務及び事業の重要性)

(1)昨年度の監査テーマは「外郭公益法人に係る諸問題の監査」であり、18の公益法人を監査対象としたが、 今年度監査対象とした(財えひめ産業振興財団は基本財産(2,519百万円)、特定資産(10,372百万円)、県か らの補助金(133百万円)及び委託費(176百万円)の額が多額(計309百万円)である。

事業内容も多岐にわたり県と緊密な関係を有するとともに、事業報告書及び決算書は160頁に及び、会計 単位も一般会計が3会計、特別会計が10会計の全13会計から成り、その重要性・複雑性から個別に監査し、 問題点を指摘する必要が認められた。

- (2)財団法人は歴史的には5つの財団法人が2回の統合を経て一つになったものであり、単純に基本財産及び 基金が引き継がれ、旧財団の事業が引き継がれているように見える。統合の妥当性と事業の有効性を検証 する必要がある。
- (3)また、常勤役員2名、常勤職員25名(県0B2名、プロパー職員11名、県派遣職員8名、銀行出向職員4 名)のほか、県との兼務職員13名で運営している。常勤役員を含めて事業に関係する職員は40名であり、 うちプロパーの財団職員は11名にすぎない。課長以上は1名を除いて県の関係者が要職を占めており、県 が財団の経営政策及び財政に及ぼす影響も大きいと考えられる。
- (4) 施設の管理として県が平成 20 年度に委託契約した金額は、3 件合計、1 億 7 千万円である。(平成 18 は 1 億 8 千万円)
 - ①テクノプラザ愛媛指定管理委託:68百万円

②愛媛県産業情報センター指定管理委託:23百万円

③産業情報ネットワークシステム委託:80百万円

①2は指定管理契約(平成21年度から5年間再委託)、③の設備は②の中にある。

(選定理由の背景)

(1)県における行政改革の取り組み

県は財団に関連する改革として「県出資法人改革プラン」に基づく点検評価部会(公認会計士等民間有識 者6名で構成)による評価を実施しているほか、現在、財団が指定管理者となっている施設については、 「公の施設のあり方検討委員会(大学教授等民間有識者7名で構成)」が今年度その施設のあり方について 検討を行った。

いずれも県の担当は、総務部新行政推進局行政システム改革課である。

平成18年度から毎年度「出資法人ごとの改革実施計画」を策定して財団法人の自己評価、県担当課の評価、外郭委員の意見という手続きにより改革に取り組んでおり、平成21年度はプランの最終年度に当たる。 財団に係る改革の方向性は存続を前提とした業務改善あるいは有効利用の提案のように思え、施設及び 事業の経済性、効率性及び有効性について真剣に検討を行い、それらの廃止や統合の是非を含めた見直し をしなければ真の改革とは言えない。

(2)公益法人制度改革

一方、平成20年12月1日から公益法人制度に係る新法が施行され、県の外郭公益法人(平成20年12月 1日以後は特例民法法人)のあり方、法人のガバナンス、事業の公益性、採算性などが問われている。

今回の制度改革においては、民による公益の増進が期待され、理事等のガバナンス、経営の独立性が求められており、公益法人制度改革も県出資法人改革の重要な課題と考える。

県は制度改革の指導監督的立場でもあり、関係する財団法人の改革を一般公益法人に率先して指導する ことが望まれる。

4. 監査の対象

財団法人えひめ産業振興財団及び同財団が管理する県の施設並びに関係する県の部局。 監査対象年度:最近年度の事務及び会計を基本とするが必要に応じて過年度に遡る。

5. 監査計画及び主な監査手続

(監査計画)

①予備調査及び監査計画の策定:平成21年4月~7月上旬
②実地調査:7月中旬~12月
③監査報告書原稿作成と協議期間:平成22年1月~2月
④監査報告書提出:平成22年3月

(監査の着眼点)

- ●財団法人として基本財産を有効に運用しているか。
- 県の施策並びに財団事業の有効性、経済性及び効率性。
- 過去の財団法人の整理(統廃合)の方法・手続きの妥当性。
- 債権管理の妥当性及び回収可能性。
- ●過去の包括外部監査における指摘と措置の状況。
- 公益法人会計基準の遵守性とディスクローズの妥当性。
- 県出資団体としての経営改革の課題と取り組み状況。

(主な監査手続)

- ●財団法人の決算報告書推移及び会計帳簿、証憑の検査。
- 「愛媛県出資法人点検評価部会」の資料及び議事録の閲覧。
- 「愛媛県公の施設のあり方検討委員会」の資料及び議事録の閲覧。
- 実施している事業の有効性・効率性・経済性に関する資料の閲覧・聴取。
- ●財団法人幹部及び県主管課の部長・課長・担当からヒアリング。

6. 外部監査の実施期間

平成21年4月16日から平成22年3月24日まで。

7. 監查補助者

石川千晶(公認会計士) 小林裕彦(弁護士) 石井吉春(北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授)

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注)本文中の金額は原則として四捨五入している。また、金額「0」は単位未満の数字があることを意味する。

第2 監査の結果

I 財団の概要

1. 基本情報

	1	1						
出資法人名	(財)えひめ産業振興財団	代表者	理事長 麻生 俊介					
所在地	松山市久米窪田町337番地1	県所管課	産業創出課					
設立年月日	昭和61年11月1日	ホームページ	http://www.ehime-iinet.or.jp/					
設立目的		地域産業の技術高度化及び新事業創出の支援を行うとともに、県内中小企業等の情報 化、経営基盤の強化、経営革新、設備の導入等を促進し、もって県経済の発展に資するこ とを目的とする。						
基本財産	2, 519, 557 千円	県出資額	950,000 千円 (37.7%)(注)					

(注)県出資額は、950百万円(37.7%)と記載しているが、事実として県が出捐した累計金額は1,967百万円であり、 出捐割合は78%が正しい。

2. 主要事業の事業費推移

(単位:百万円)

							· · □/	4 1 4 /
主要事業名	事業内容			事	業	費		
土安尹耒伯	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
設備貸与事業	小規模事業者等が創業や経営基盤の強化の ために必要とする設備の貸与	266	197	234	197	303	205	53
	うち設備貸与実績	185	115	173	135	248	129	20
愛媛県産業情報セン ター管理	愛媛県産業情報センターの施設維持管理、 愛媛産業情報総合ネットワーク管理運営等	174	162	151	101	101	106	103
テクノプラザ愛媛管 理	テクノプラザ愛媛の施設維持管理等	137	132	125	120	96	94	83
創業·経営基盤強化 総合支援事業	研究開発から事業化にわたるベンチャー企 業等の事業活動を支援	124	107	91	72	48	38	26
下請企業振興事業	下請取引あっせん、調査及び情報の提供等	52	49	61	39	37	28	23
地域中小企業応援フ アンド事業	中小企業等に対する助成及びコーディネー ターによる支援	_	_		_	_	6	22
情報化支援事業	中小企業の情報ニーズに応えるための各種 支援	17	13	10	8	6	5	4

3. 会計別財務状況(H20 年度)

(単位:百万円)

-							(甲11元・	
番 号	会計名	業務内容	事業開始	基本 財産 ①	特定 資産2	その 他資 産③	負債 総額④	正味 財産 ⑤
1	一般会計・ 総務関係	経理・庶務、指定管理業務、愛媛産 業情報総合ネットワーク管理、太陽 光発電導入窓口、中小企業の情報化 支援、小売商業支援、IT 人材の育 成創出、企業誘致	H14年4月	251	39	125	140	276
2	一般会計・ 産業振興部 関係	新商品開発・新事業創出の支援、他 機関との連携による経営・創業支 援、産学官連携による研究開発	H20年4月	750	5	231	227	758
3	一般会計・ 中小企業振 興部関係	下請取引に関する情報の収集・提供 及び取引の適性化の推進	H13年4月	9	16	29	46	8
4	債務保証事 業	研究型開発資金の借入に対する債務 保証	S61年11 月	100	0.1	35		135
5	技術振興事 業	大学・公設試験研究機関の研究者助 成及び研究委託	S63年10 月	450	0.5	3	0.4	453
6	地域中小企 業応援ファ ンド事業	ファンドを活用した地域密着型ビジ ネスの創出、既存産業の高付加価値 化・高度化への支援	H19年7月		10, 000	54	10, 016	37
7	地域技術起 業化推進事 業	産学官連携による、研究開発に対す る助成及び生活支援用具の研究開発	H2年3月	650	0.7	3	0.04	654
8	研究開発型 企業等支援 事業	株式取得及び社債の引受	H8年3月		282	75	344	14
9	設備資金貸 付事業	小規模企業者等への設備資金の貸付	H13年4月			471	470	1
10	設備貸与事 業	小規模企業者等への設備の貸与	S42年7月	10	6	1, 154	1, 027	143
11	機械類貸与 事業	中小企業者等への設備の貸与	S53年4月		2	385	298	89
12	中心市街地 商業活性化 推進事業	中心市街地の活性化に寄与する経費 の助成	H13年4月			5	3	2
13	情報化基盤 整備促進事 業	IT 導入支援システムの管理運営、 インターネットショッピングを運営	H13年4月	300	20	13	20	313
			合計	2, 520	10, 371. 3	2, 583	12, 591. 44	2, 883

4.財団の事業一覧表

担当課	会計区分	財源	財団・事業名	H20 実績
総務企画部				231
			#1 テクノプラザ愛媛管理運営事業①	83
担当課 総務企画部 総務課 企業立地推進 課 企画情報課 産業振興部 産学官連携推 進課		県委託	#2 愛媛県産業情報センター管理運営事業22	23
総務課			#3 産業情報ネットワークシステム管理運営事業3	80
	1-1 一般会計	国委託	#4 住宅用太陽光発電導入支援対策事業	1.2
企業立地推進	1		#5 地域產業活性化企業誘致活動強化事業	10
課		国補助	#6中予地域情報サービス関連産業活性化人材養成等事業	7
			#7 高度 I T 人材・育成創出事業④	2
		県補助	#8 中小企業情報化支援事業5	4
			#9 情報通信関連創業者支援事業⑥	2
		国委託	#10 えひめ I T経営応援隊事業	4
	1-2一般会計	県補助	#11小売商業支援センター活動事業⑦	0.7
企画情報課			#12 生涯学習情報システム運営管理事業⑧	1.2
		県委託	#13美術館情報システム運営管理事業⑨	0.05
		国委託	#14えひめ情報通信人材育成研修事業	2
			#15 電子商取引推進事業	4
	13. 情報化基盤整備促進事業		#16 I T導入支援システム運営管理事業	3
		自主	#17 情報化基盤整備促進事業	4
産業振興部]			335
		県委託	#18 チャレンジ企業支援事業10	2
総務企画部 県委託 総務課 1-1一般会計 国委語 企業立地推進 課 1-1一般会計 国委語 企業立地推進 課 1-2一般会計 国委語 小企画情報課 1-2一般会計 国委語 1-2一般会計 国委語 1.3. 情報化基盤整備促進事業 自主 13. 情報化基盤整備促進事業 自主 13. 情報化基盤整備促進事業 自主 14. 債務保証 自主 15. 債務保証 自主 8. 研究開発型企業等支援 自主 8. 研究開発型企業等支援 自主 1. 債務保証 自主 1. 債務保証 自主 1. 債務保護 自主 1. 債務保護 自主 1. 債務保証 自主 1. 債務保護 自主 1. 炭幣活 自主 1. 炭幣活 「自主 1. 炭幣活 「自主 1. 炭幣備算 「新算 1. 炭幣活 「新算 1. 炭幣備算 「新算 1. 炭幣振算 「新算 1. 炭幣振算 「新算 1. 機械類算 「新算 1. 機械類算 「報報 1. 機械類算	2-1 一般会計	県補助	#19 新産業総合支援事業 ⁽¹⁾	26
		国委託	#20 地域力連携拠点事業	13
	4 債務保証		#21 債務保証事業	0.2
		#22 研究開発型企業等支援事業	15	
産業振興課			#23 地域中小企業応援ファンド事業	55
	5.77 * 1 * *		《地域イノベーション創出研究開発事業》#24-#27	
			#24 柑橘未利用成分を用いた防虫製品を開発	28
			#25 電波吸収材を開発事業	70
			#26 有機栽培高機能資材開発事業	35
	2-2	国委託	#27 知的植物工場システム開発事業	50
 総務法の時期 企業立地推進 企業立地推進 正本市報課 広画情報課 正本振興部 産業振興課 産業振興課 正本振興課 正本振興 正本振興			《地域資源活用型研究開発事業》#28、#29	00
			#28 ジャカード織技術高級インテリア製品開発事業	15
			#29 菊間瓦本格スピーカーシステム開発事業	10
			#30 先導技術プロジェクト育成委員会の開催	0.6
	5. 技術振興		#31 起業化シーズ育成支援事業	6
			#32 ライフサポート産業支援事業	3
	7. 起業化推進		#33 えひめ地域ミニ・コンソーシアム研究開発支援事業	4
山小公業振興空	R			192
	_	LL 信付		
	9.設備資金貸付	(一部国費)	#34 設備資金貸付事業	37
中小企業支援	10. 設備貸与	県貸付 (一部国費)	#35 設備貸与事業	53
	11 +6%+-为运行	県補助	#36 経営革新等設備導入支援事業④	1
	11. (幾1)()()()()()()()()()()()()()()()()()()	県貸付	#37 機械類貸与事業	80
産学官連携推 進課 中小企業長興部 中小企業支援	12. 商業活性化	県補助	#39 中心市街地商業活性化推進事業15	4
		県補助	#38 下請企業振興事業[3]	17
	a.		財団 事業費 合計	908

5. 県からの財政的関与(依存度)

(1)補助金、委託料の推移

①補助	①補助金の推移 (単位:百万円)										
番号	会 計 名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	累計	平均
1	総務関係一般	187	100	89	83	71	58	53	82	723	90
2	産業振興部一般	123	143	116	96	75	48	38	25	664	83
3	中小企業振興部一般	50	52	49	48	39	37	27	23	325	41
9	設備資金貸付事業	1	1	1	1	1	1	1	1	8	1
10	設備貸与事業	0	0	27	17	13	0	0	0	57	7
11	機械類貸与事業	0	0	8	5	4	1	1	1	20	3
12	中心市街地商業活性化推進事業	4	4	4	3	3	2	1	1	22	3
13	情報化基盤整備促進事業	0	4	0	0	0	0	0	0	4	1
	合 計	365	304	294	253	206	147	121	133	1, 823	229
②委託	料の推移									(単位:音	百万円)
番号	会 計 名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	累計	平均
1	総務関係一般	15	106	42	25	7	84	86	81	446	56
1	総務関係一般 (指定管理)	279	310	294	276	221	100	96	91	1,667	208
2	産業振興部一般	0	0	0	16	9	11	11	3	50	6
9	設備資金貸付事業	1	1	1	1	1	1	1	1	8	1
7	地域技術起業化推進事業	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	合 計	296	417	337	318	238	196	194	176	2, 172	271
補助金	・委託料合計(1)+(2)	661	721	631	571	444	343	315	309	3, 995	500

(注)県を通じて交付される国等からの補助金・委託料が含まれている。

(2)県からの財政的関与

(単位:百万円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
区分	実績	実績	実績	実績	実績	計画
補助金・負担金 (A)	251	207	146	121	133	136
委託料 (B)	319	238	196	193	176	179
支出額 (A+B)	570	445	342	314	309	315
貸付金残高	4,091	2,620	2, 313	5,690	9, 935	10, 062
債務保証(損失補償)残高	524	466	463	426	326	622

(注)補助金・委託料のうち国等からの資金を除いている。

6. 組織・沿革

(1)財団の沿革

歴史的にみると、中小企業支援団体として5つの財団法人が設立されていた。その後中小企業支援法(平成 12年5月)の成立に伴い、国では中小企業支援策の実施主体を都道府県支援センターに一元化することとした。 これに対応して県は、愛媛県中小企業センターとして指定した財愛媛県産業技術振興財団を母体として、平 成13年に中小企業支援のワンストップサービス拠点として財団法人を統合し、現在に至っている。

財団が公表している改革は次のとおりである。

昭和61年 財団法人愛媛テクノポリス財団 設立

平成3年 (県立)テクノプラザ愛媛オープン

平成9年 (県立)愛媛県産業情報センターオープン

平成9年 (財)愛媛県技術開発振興財団と統合し、(財)愛媛県産業技術振興財団に名称変更

平成13年 (財)愛媛県中小企業振興公社及び(財)愛媛県産業情報センターと統合し、現在の名称に変更

県が公表している沿革は法手続上の存続法人である財団法人愛媛テクノポリス財団の沿革であって、実態は 5つの財団が統合されたものであり、その沿革は昭和42年まで遡る。

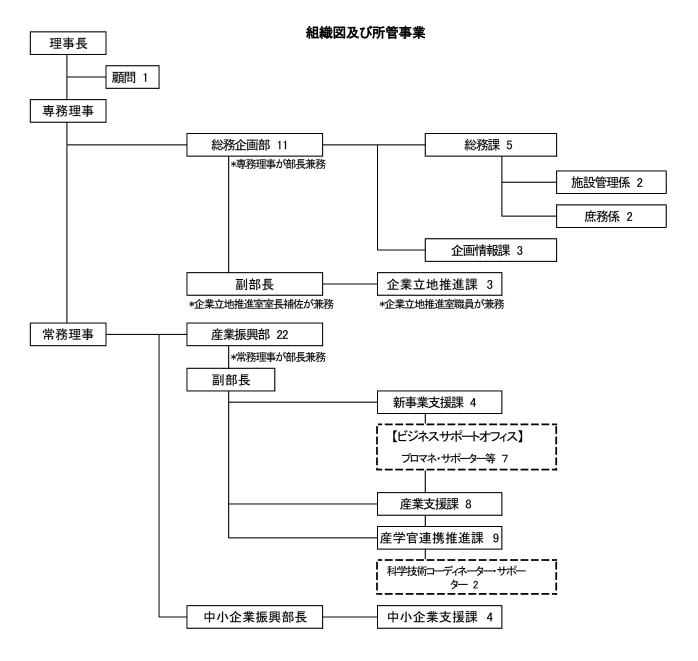
(単位:百万円)

設立から現在までの変遷と基本財産の変化並びに財団と県の組織の関連図

項目	(財)愛媛 テクノポ リス財団	(財)愛媛 県技術開 発振興財 団	(財)愛媛県 産業情報セ ンター	(財)愛媛県 中小企業近 代化公社	(財)愛媛県 下請企業振 興協会	合		
設立年月日	S61.11.1	S59. 7. 1	S58. 8. 1	S42. 7. 21	S52. 7. 1			
設立時の基本財産	1, 250	700	551	10	9		2, 520	
設立時の県出捐額	950	600	400	10	7		1, 967	
解散年月日		H9. 3. 31			H9. 3. 31			
合併年月日	H9. 4. 1			H9.4.1				
合併後の名称	(財)愛媛県産業技術振興財団			(財)愛媛県中小企業振興公社				
解散年月日			H13. 3-31	H13. 3. 31				
合併年月日	H13. 4. 1							
合併後の名称	(財)えひめ 団	産業振興財						
財団の担当課	新事業支援課		企画情報課	中小企業支援課				
	産学官連携	推進課						
県の担当課	産業創出課			経営支援課	(経済)	労働部)		
指定管理による県有施設(テクノプラザ愛媛、愛媛県産業情報センター)の管理は総務課が担当している。								

(2)組織図

組織は次のとおり、3事業部からなっている。



(3) 組織体制

事業部は3部からなり、(県立)テクノプラザ愛媛及び(県立)愛媛県産業情報センターを活動拠点として事 業を実施している。

テクノプラザ愛媛には、総務企画部と産業振興部の事務所があり、愛媛県産業情報センターには中小企業 振興部の事務所がある。なぜ中小企業振興部のみ別棟に事務所があるのか疑問であるが、中小企業振興部の 事業は主に設備貸付事業としてプロパー職員が担当しており人事異動は少なく継続的かつ独立した事業であ るのに対し、総務部・産業振興部の事業は県人事並びに県の事務事業と深く関係している事業である。

県の公設試験研究機関と財団との支援・協力関係が確立されたことに伴い、平成15年度末で高度技術研 究所を廃止した。平成16年度からは、財団の産業創出支援機能を一層強化し、新事業創出に関する企画調 整や対外折衝を行うため、新産業創業部に副部長及び技術職の担当課長を配置するとともに、予算決算、経 理事務並びに会館の管理運営等を総務課で一元的に行っている。

平成20年度には、国の事業の制度変更等により、近年、財団が事業実施主体になり管理的な事務が増加 する事例が増えてきたことなどから、県派遣職員(県次長級)を財団の常務理事(産業振興部長を兼務)と して置き、副部長(県課長補佐級)と産業振興関連の3課を統括する体制とするとともに、平成19年度に 創設した「えひめ地域密着型ビジネス創出ファンド」(現えひめ中小企業応援ファンド)の本格化による産 業振興課の新設(県派遣職員2名)、競争的資金の積極的な獲得に対応するための産学官連携推進課の新設 (県派遣職員3名)、企業誘致機能の強化のための企業立地推進課(県兼務職員3名)の新設を行い、財団の

機能強化と、県と財団の連携強化を図っている。

業務組織及び事業内容並びに人員は次のとおりである。 なお、(*)印の3課は平成20年度新設の課である。

(各部の課別事業目的と出身別人員	1)
------------------	----

(単位:人)

部	課	人員	内訳				
司日	硃		OB	兼務	派遣	プロパー	銀行
総務企画 部 12名	_	1	1				
	総務課	5	1			4	
	企画情報課	3			1	1	1
	企業立地推進課*	3		3			
<u>産業振興</u> 部 23名	_	2			2		
	新事業支援課	4			1	1	2
	産業振興課*	8		5	2		1
	産学官連携推進課*	9		5	3	1	
中小企業 振興部	-	1	1				
5名	中小企業支援課	4				4	
合計		40	3	13	9	11	4

(出身区分と人件費負担)

身分(意識)の違いにより OB、派遣、兼務、プロパー、銀行派遣に分類できる。

・OB:県庁退職(60歳)後県の紹介により再就職した者、給与・退職金は財団負担。

・派遣:県庁から派遣されている職員で、人件費は県から補助金交付。退職金も県負担。

・ 兼務:県の事務が本職、県庁に常駐。決裁上の必要時に財団の役職名を使う。

・プロパー:財団で雇用している職員。

・銀行派遣:地元2金融機関から研究員として各2名派遣。人件費は銀行負担。

平成 20 年度新設の 3 課(企業立地推進課・産業振興課・産学官連携推進課)のうち1課(企業立地推進課) に所属する兼務職員は主として県庁の中で行政事務と兼務しながら財団法人の事務を行っている。国の施 策及び県の事務事業を財団の名のもとに実施しているものが多い。 制度的に補助金等の受給資格が公益法 人等になっていることにも起因する。

財団の職員等構成は、平成21年4月現在、3部7課体制で、常勤役員2名(県0B1名、県派遣職員1名)、 常勤職員25名(県0B2名、プロパー職員11名、県派遣職員8名、銀行出向職員4名)のほか、県との兼務 職員13名で運営している。常勤役員を含めて事業に関係する職員は40名であり、うちプロパーの財団職員 は11名にすぎない。課長以上の要職は1名を除いて県の関係者が占めており、業務の規則及び手続きは県 の事務制度を準用している。

総務課を除き、県・経済労働部の担当課と財団の部課組織はおおむね対応している。